

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 金	13,551	短 期 借 入 金	463,000
売 掛 金	143,017	未 払 金	32,255
貯 蔵 品	2,085	未 払 費 用	102,754
前 払 費 用	659	未 払 法 人 税 等	1,090
一 年 以 内 回 収 予 定		預 り 金	2,684
長 期 貸 付 金	121	未 払 消 費 税 等	23,692
立 替 金	205	賞 与 引 当 金	26,124
未 収 入 金	27	役 員 賞 与 引 当 金	2,520
仮 払 金	8,771	流 動 負 債 合 計	654,122
流 動 資 産 合 計	168,441	固 定 負 債	
固 定 資 産		退 職 給 付 引 当 金	68,269
有 形 固 定 資 産		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,155
建 物	2	固 定 負 債 合 計	69,424
機 械 装 置	0	負 債 合 計	723,546
車 両 運 搬 具	902,125	( 純 資 産 の 部 )	
工 具 器 具 備 品	1,661	株 主 資 本	
有 形 固 定 資 産 合 計	903,789	資 本 金	27,000
無 形 固 定 資 産		資 本 剰 余 金	
ソ フ ト ウ ェ ア	4,664	そ の 他 資 本 剰 余 金	102,000
電 話 施 設 利 用 権	582	資 本 剰 余 金 計	102,000
無 形 固 定 資 産 合 計	5,246	利 益 剰 余 金	
投 資 そ の 他 の 資 産		利 益 準 備 金	6,093
出 資 金	6,150	そ の 他 利 益 剰 余 金	
長 期 貸 付 金	145	事 故 対 策 積 立 金	50,000
繰 延 税 金 資 産	23,790	別 途 積 立 金	40,000
そ の 他 の 投 資	1,807	繰 越 利 益 剰 余 金	160,730
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	31,893	( 内 当 期 純 利 益 )	(26,435)
固 定 資 産 合 計	940,929	利 益 剰 余 金 合 計	256,824
資 産 合 計	1,109,370	株 主 資 本 合 計	385,824
		純 資 産 合 計	385,824
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,109,370

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### 棚卸資産

原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上方法

##### ①賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

##### ②役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

##### ③退職給付引当金

従業員の退職給付の支出に備えるため、自己都合による期末要支給額の100%相当額を計上しております。

##### ④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額（期末要支給額）を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

サービスの提供を完了した時に、当該サービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、主にサービスの提供完了時に、収益を認識しております。

#### (5) 消費税および地方消費税の会計処理

税抜方式を採用しております。

#### (6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### (7) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、当該会計方針の変更による影響はありません。